

報道資料

令和3年1月15日（金）

福祉医療部医療政策局 疾病対策課 担当：戸毛・西川

電話 0742-27-8612(ダイヤル) 内線 3130、3133

県ホームページにおける感染者情報の誤掲載の事案発生について

1月14日に、県が公表している新型コロナウイルス感染症に関する県ホームページ報道資料において、感染された方の氏名・性別・年齢等が含まれた電子ファイルを誤掲載するという事故が発生しました。対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。また、本件事故を深く反省し、再発防止に努めてまいります。

1. 事故の概要

1月14日16時40分頃、担当職員が県ホームページに報道資料を掲載するため、報道資料をPDF化したが、同時刻にPDF化された感染者1名の調査情報を誤ってホームページで掲載したものです。データに含まれている個人情報、感染者の氏名・性別・住所・生年月日・勤務先名・勤務先住所・勤務先担当者名・勤務先連絡先・携帯等の連絡先・臨床経過・検査結果・行動調査結果及び接触者情報であり、行動調査結果及び接触者情報には、7人・2企業の個人情報・企業情報が含まれています。

2. 対応状況

1月14日16時40分に掲載し、16時45分に当該電子データを削除しました。情報漏洩した感染者・接触者等に対しましては、1企業を除き、事実の報告及び謝罪を行ったところであります。

3. 事故の原因

事故の原因を調査したところ、以下のような取扱いがあったことが明らかになりました。

- ① ホームページの更新にあたっては、編集IDを利用して編集作業を行ったうえで、承認IDを用いて更新内容の承認を行い、公開するという手順を取るべきであるが、当該手順が遵守されず、承認IDにより、編集と承認作業を一括して行っていた。
- ② ホームページに報道資料のファイルを掲載する際、ファイルの内容確認を怠っていた。
- ③ ホームページに報道資料を掲載した後、正確に掲載されているかの確認を怠っていた。

4. 今後の対応

ホームページへの情報掲載に当たっては、「個人情報の適切な取扱いについて」（令和2年3月31日付け法文第373号総務部理事通知）に掲げる「メールの誤送付、Webの誤掲載」を防止するための原則等を踏まえ、以下の対応を手順化し、その徹底を図ることにより、個人情報の厳重かつ適正な管理及び取り扱いを徹底し再発防止に努めてまいります。

- ① ホームページへのファイルの添付に際しては、必ずファイルの内容確認を行う。
- ② 疾病対策課長は、承認ID・パスワードの管理を徹底するとともに、課長が別に指名する

確認者が、承認ID・パスワードを用いて更新内容を確認したうえで公開することを徹底する。

- ③ ホームページを更新後、意図した内容が正確に掲載されているかの確認を行う。